## 活動日誌提出・謝礼金支払について

① 謝礼金は、1回の活動につき 2,400 円 が委嘱された指導員本人に支払われます。 ※ 謝礼金は、源泉徴収をして支払います。

【注意】 翌年1月ごろに、市(総務課)から指導員本人に源泉徴収票を送付します。

なお、<u>リサイクル品分別指導員日誌</u>の提出をもとに謝礼金を支払いますので、日誌は<u>必ず</u> 提出してください。

特に変わったことのない月であっても、氏名・地区名・リサイクル集積場・電話番号等 は必ず記入して提出してください。ただし、「欠席した」・「代理の者に出席してもらった」 等の場合は、委嘱された本人の活動なしとなるので、謝礼金の支払いはありません。ご了 承ください。

※ 謝礼金の支払いは、第1四半期から第4四半期の 年4回 (最大) となっております。

| 四半期   | 活 動 月            | 支払予定月 |
|-------|------------------|-------|
| 第1四半期 | 4 月              |       |
|       | 5 月              | 7 月   |
|       | 6月 ⇒ 日誌提出        |       |
| 第2四半期 | 7月               |       |
|       | 8月               | 10 月  |
|       | 9月 <b>→ 日誌提出</b> |       |
| 第3四半期 | 10 月             |       |
|       | 11 月             | 1月    |
|       | 12月 ⇒ 日誌提出       |       |
| 第4四半期 | 1月               |       |
|       | 2 月              | 4 月   |
|       | 3月 ⇒ <b>日誌提出</b> |       |

- ※ 4月3日の学習会に出席した指導員には、出席分の謝礼金(2,400円)を支払います。
- ② 謝礼金は、日誌提出月の翌月末ごろ指定口座に振込みます。 6月・9月・12月・3月の活動終了後、<mark>翌月の10日頃</mark>までに<mark>リサイクル品分別指導員日誌</mark> の提出をお願いします。

それを過ぎますと、定例の支払月に支払いができなくなるため、支払いは**次の支払予定 月**でお支払になります。ご注意ください。

- 日誌の提出先 ⇒ 生活環境課、または 野尻庁舎か須木庁舎の住民生活課まで
  - ※ 郵送・FAX、電子メールでも受け付けています。

生活環境課 FAX:23-0223 Mail: k\_seikatsu@city.kobayashi.lg.jp